

東北学院大学の改革に関する意見箱 回答

| | |
|------|---|
| No. | 2024-037 |
| 投書日 | 2025/2/17 |
| タイトル | 五橋キャンパスにおける喫煙所設置について |
| 投書内容 | <p>五橋キャンパスの喫煙所設置についてお伺いいたします。</p> <p>弊学は全キャンパス禁煙であり、土樋キャンパスに臨時喫煙所が設置されている一方で、五橋キャンパスには設置されていません。そのため、五橋キャンパスの学生は大学から近い JT 仙台支社敷地内の喫煙所で用を足しているのが現状です。しかし、2025年2月末を以てJT仙台支社が榴岡に移転するに伴い、喫煙所が撤去される予定です。そのため、五橋キャンパスに通う学生は土樋キャンパスの喫煙所まで歩かなければなりません。また、公共喫煙所についても大学周辺300メートル以内には存在しなくなります。両キャンパスは信号や交差点を挟んで離れており、授業の間で喫煙所に行く余裕のない学生が大学周辺で路上喫煙や歩きたばこをする可能性が十分予想されます。</p> <p>そのため、五橋キャンパスにも「隔離」という意味で臨時の喫煙所の設置を考えた方が良いのではないのでしょうか。私自身は非喫煙者であり、もちろんタバコはがんや疾患など様々な健康リスクをはらんでおり百害あって一利なしです。禁煙することが最善の策であるのは言うまでもありません。大学も様々な禁煙支援を実施している事は承知しています。しかし、それでも吸う人はお構いなしに喫煙を続けるため、喫煙所が無いことによる歩きたばこや路上喫煙の増加は、周辺住民に迷惑をかけるのみならず大学の評価や品位が傷つくことにも繋がると考えられます。</p> <p>例えば五橋キャンパス地下1階の駐車場の一部や離れに臨時の喫煙所を設けることで、周辺住民に迷惑をかけることなく、喫煙者を隔離する意味でも喫煙所は必要だと思います。昨年より検討しているとの回答でしたが、その後進捗がどうなったのかについても含めてお聞きしたいです。</p> |
| 回答日 | 2025/3/14 |
| 回答 | <p>本学五橋キャンパス近隣の日本たばこ産業株式会社仙台第一支店様の屋外喫煙所閉鎖に係る情報提供ありがとうございます。当該案件に伴う大学周辺での路上喫煙や歩きタバコに係る迷惑行為によるトラブルなどが生じる可能性のご指摘・ご心配ありがとうございます。</p> <p>五橋キャンパスにおいては、ご提案いただいた五橋キャンパス地下などを含め、健康増進法の改正により、技術的基準を満たす喫煙専用室の設置を除き、原則屋内は禁煙となっております。また、屋外であっても非喫煙者の望まぬ受動喫煙が発生しないような場所と環境を確保等が困難な状況です。</p> <p>さて、東北学院大学における禁煙対策につきましては、すでにご承知のとおり、学生、教職員、学内外関係者の健康被害を防止するため、2013年4月よりキャンパス内は全面禁煙としております。全面禁煙は、受動喫煙による健康被害の防止と喫煙者の健康を守る観点から、東北学院大学キャンパス禁煙化推進委員会の決定に基づくものです。</p> <p>ただし、近隣住民の皆様からの苦情対策として暫定的に土樋キャンパス内に臨時喫煙場所を設け、受動喫煙防止と喫煙者への分煙対策を講じております。</p> |

東北学院大学の改革に関する意見箱 回答

ご懸念いただいている五橋キャンパス周辺の路上や歩行中の喫煙、ポイ捨てについては、これまでは臨時喫煙場所の増設の必要性も検討しておりましたが、学生部からの注意喚起のメールと周辺地域での職員による巡回で対応を行い、一定の効果が見られ苦情等はほとんどなくなっている状況も加味し、現時点では新たに五橋キャンパスに臨時喫煙場所を増設する予定はございません。

なお、今般の情報提供に基づき、ご懸念のような五橋キャンパス周辺での喫煙行動等が増加する可能性も十分考慮し、引き続き大学キャンパス内では全面禁煙であるという認識と共にキャンパス周辺における受動喫煙にあたるような行為は違法であるという自覚を深めてもらう活動を強化させていただきます。

今後も、禁煙教育や喫煙者への禁煙支援を含めた呼びかけ、加えて、喫煙情報のあった場所の確認を行い各部局と連携を図りながら、定期的な巡回をより一層実施するとともに、今後もより強制力をもった禁煙推進に取り組んでいく予定です。